

訪問看護契約書（介護保険・介護予防・医療保険）

____様（以下「利用者」といいます）と、訪問看護ステーションあおぐみ（以下「事業者」といいます）は、利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

事業者は、主治医の指示書や利用者又はその家族の状況に応じ、可能な限り在宅療養が継続できるよう、訪問看護及び介護予防訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間）

1、この契約の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、利用者が介護保険の場合は、要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日までとします。

2、期間満了日の1週間前までに、利用者又はケアマネージャーから事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

※利用者が医療保険の場合は、有効期間はありません。

○第3条（訪問看護計画書の作成）

事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

○第4条（訪問看護の提供）

1、訪問看護計画に基づき、下に挙げるような訪問看護を提供します

【具体的な訪問看護の内容例】

- ① 病状、思いがどのように日常生活に反映されているのかを一緒に確認
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活行動における援助
- ③ 褥瘡の予防、処置
- ④ カテーテル等の管理
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ その他医師の指示による医療処置

2、第1項のサービス提供者は、保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、いずれかの者です。

3、訪問看護計画及び介護予防訪問看護は、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者及びケアマネージャーの了承を得て、新たな内容の訪問看護計画または介護予防訪問看護計画を作成します。

○第5条（訪問看護の回数について）

医療保険使用の場合は原則として1日1回、週3回まで保険適応となっています。

(特定疾患や急性増悪などの場合はこの限りではありません)

○第6条(24時間対応体制加算について)

営業時間外の夜間・深夜・早朝の電話相談や訪問は、希望者のみの契約となり、上記料金に加えて法律に基づいた「24時間対応体制加算」の料金が必要となります。

※24時間対応体制加算・・・6400円(ひと月につき)

○第7条(サービス提供の記録)

1、事業者は、サービスの実施記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

2、利用者は、事前に連絡の上、事業者の営業時間内に事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3、利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録のコピーの交付を受けることができます。

4、利用者は、第3項におけるサービス実施記録のコピーの交付を無償で受けることができます。

○第8条(料金)

1、サービスの対価は、重要事項説明書別表に定める金額をもとに計算され、利用者は月ごとの合計金額を支払います。

2、事業者は、当月の請求書を、翌月の15日までに利用者に送付します。

3、利用者は、当月の料金の合計額を、翌月末日までに現金または口座振替にて支払います。

4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

(ただし、一度発行した領収書の再発行はいたしません)

5、利用者はサービス提供者がサービスを実施するために、居宅において使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。

○第9条(キャンセルの場合)

当日キャンセルの場合、4000円のキャンセル料が発生しますので、前日午後5時までに連絡をお願いいたします。(利用者が緊急入院、緊急受診、その他やむを得ない事情を除く)

また、この場合の料金は第8条に定める他の料金と合わせ請求します。

○第10条(契約の終了)

1、利用者は事業者に対して、サービスの終了を希望する時は、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解除することができます。

2、事業者は、やむを得ない事情がある場合利用者に対し理由を説明し、1ヶ月の予告期間において通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、利用者の希望があれば、次のサービス提供事業者を紹介する努力をします。

3、次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者や家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4、次の事由に該当した場合は、事業者は直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス提供者に対し、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設入所又は1ヶ月以上入院し、再び在宅に戻るめどが立たない場合
- ② 利用者が遠方に転居した場合
- ③ 利用者が死亡した場合

○第11条（秘密保持）

1、事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2、利用者又はその家族から別紙同意書により同意を得て、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を使用します。

○第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に存在を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○第13条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、訪問看護を受ける当日連絡が取れない場合、緊急時連絡先と協議し、24時間後、居宅の安否確認を行います。

○第14条（身分証携帯義務）

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から呈示を求められた時は、いつでも身分証を呈示します。

○第15条（虐待防止のための措置）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知します。
- 2、虐待の防止のための指針を整備します。
- 3、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5、当該事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

○第16条（非常時・災害時の対応について）

- 1、利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害等が発生した場合は、予定されている訪問を急遽、取りやめる場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。
- 2、気象庁による警報発令時、又は大雨・強風・積雪等の悪天候、自然災害等によりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した時には、事業所からの申し出により訪問日程の中止又は変更をお願いする場合があります。

○第17条（業務継続計画の策定等について）

- 1、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

○第18条（衛生管理等）

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- 1、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 2、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 4、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

○第19条（その他）

利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスの変更または中止をする場合があります、その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

○第20条（本契約に定めのない事項）

1、利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2、この契約に定めのない事項については、健康保険法・介護保険法その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

○第21条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記契約を証するため本書（契約書・重要事項説明書を一組とする）を2通作成し、利用者・事業者がその最後にそれぞれ署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。個人情報使用同意書は、原本は事業者が保有し、コピーを利用者が保有することとします。

○第22条（ご利用にあたってのお願い）

保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

○第23条（駐車場に関して）

私共のサービスは、訪問車両で利用者宅にお伺いするため、利用者に駐車場の用意をお願いしています。駐車場をお持ちでない場合は、下記のご協力をお願いいたします。

1、近隣の施設等の駐車場をお借りできるかご確認ください。

2、上記1に該当しない場合、道路駐車許可の申請が必要になります。

令和 年 月 日

サービス提供を希望する利用者および契約者に対し、重要事項および本書面に基づいてサービス内容と契約書について説明しました。

事業者

一般社団法人 かざまぐみ

事業所所在地

東京都武蔵村山市中央 1 - 2 5 - 1 4 ハウスオブブーケ C 棟 101

事業所名

訪問看護ステーションあおぐみ

訪問看護ステーション管理者

榎本美智子 印

説明者

印

私は、重要事項および本書面に基づいてサービス内容と契約書の説明を受け、了承しました。

利用契約者

住所

氏名

印

家族代表者又は身元保証人

印

利用者との続柄